（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①　（略）

②　【９．該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

５．・６．（略）

７．第六面関係

①～⑤　（略）

⑥　【５．住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)　（略）

（削除）

(2)～(4)　（略）

⑦　（略）

８．第七面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)　（略）

(2)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4)　（略）

④　（略）

９．別紙関係

①　１欄は、複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②　（略）

③　１欄の(1)の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④　（略）

（削除）

⑤　（略）

（削除）

（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①　（略）

②　【９．該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分をいいます。

５．・６．（略）

７．第六面関係

①～⑤　（略）

⑥　【５．住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)　（略）

(2)　「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)～(5)　（略）

⑦　（略）

８．第七面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)　（略）

(2)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3)・(4)　（略）

④　（略）

９．別紙関係

①　１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②　（略）

③　１欄の(1)の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

④　（略）

⑤　１欄の(1)の５）の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。

⑥　（略）

⑦　１欄の(1)の５）の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。